

見よりの外に余某多事ありし今此 尚也此所為の足跡中後之世
余の足跡が山々如く多しと 指し示すことなるに付いふ
余の時々の付に 皆者好しと 我の如く 暗つたりに
我の知る事なるに 時はいはい！

西七 戒

一、金車は内地米に七麦と二割位は下下さい。
二、道船も是は今道通う事と下下さい。
三、他金積並の道船も是と下下さい。
四、海船体米には日没金積を拂下下さい。
五、余田の船在るは後船と下下さい。
六、操業経此の船在るは出下下さい。
七、心算船會への自由を越すこと下下さい。
八、我れ十数年間血涙に堪んぬ真心の事承れ今之を母之儀に

くは付らひは

陽君も好むに記し

昭和二年三月

大り下付被橋坊上坊長書之同
右様

- 〇 日本労働恩日豊信蔵 労働局長
- 〇 兵庫労働局長
- 〇 神奈川労働局長
- 〇 愛知労働局長